

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		平成 26 年度 政策経営会議（第 14 回）
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成 26 年 11 月 17 日（月） 午後 2 時 05 分～3 時 00 分
開催場所		区長応接室
議題		1. （非公開） 2. 高齢者福祉施設への区単独補助について 3. 区民ひろば駒込の大規模改修工事中の仮運営施設について 4. 駒込七丁目児童遊園の拡張整備等について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項につ いて審議等を行うため。
	会議録	案件 1：非公開、案件 2～4：公開、 非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条第 5 号に掲げる非公開情報に該当する事項に ついて審議等を行うため。
出席者	委員	区長・副区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・ 企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	保健福祉部長、福祉総務課長、区民部長、地域区民ひろば課長、施設計画課長、 地域まちづくり担当部長、土木担当部長、地域まちづくり課長、都市整備部副 参事（木密不燃化担当）
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1 : 非公開

案件 2 : 高齢者福祉施設への区単独補助について

(1) 案件の説明

南池袋 4 丁目に整備を検討している介護老人保健施設に対する区単独補助額は、平成 25 年 7 月に 1 床あたり 1,000 千円と決定したところであるが、建築資材の高騰、都補助額の減額等の理由から 1 床あたり 2,000 千円に増額変更し、法人の円滑な施設整備を支援したい。150 床の計画であり、補助金額は整備進捗率により交付し平成 27 年度から 29 年度までで総額 3 億円となる。なお、当該経費は都区財調算定の対象となることから、次年度には財政調整交付金のかたちで補完されることになる。

(2) 主な意見と質疑

副区長：今年度末に策定する地域保健福祉計画との関係はどのようになっているのか。

説明者：老人保健施設については、今後 200 床の整備が必要とする予定である。

区 長：これを今決めなければならない理由は何か。

説明者：運営法人が東京都へ 12 月までに補助協議書を提出する場合、区単独補助額を確定する必要がある。

区 長：区内の老人保健施設の設置状況は他区と比べてどうか。

説明者：区内は現在 2 施設で 208 床である。同じ区西北部圏域の北区、練馬区、板橋区と比べても少なく、都の促進係数も高く設定されている。

副区長：良い案件であり、是非進められればと考える。

委 員：財源的な部分で説明を補足すると、費用的にはほぼ補助額に見合った額が都区財調で算定されるが、算定期間は整備が全て終了した翌年度、平成 30 年度となる。一時的には持ち出しが生じることになる。

区 長：そういった点はあるが、整備は進めたい。結構である。

(3) 結論

南池袋 4 丁目に整備する介護老人保健施設の 1 床あたりの補助額を、1,000 千円から 2,000 千円に変更する。

案件 3 : 区民ひろば駒込の大規模改修工事中の仮運営施設について

(1) 案件の説明

区民ひろば駒込は、平成 27 年度（平成 27 年 4 月中旬～28 年 2 月末日予定）に大規模改修が予定されている。代替に適した区有施設がないため、区民ひろばの事務機能を担う仮運営施設としては、駒込地区内の染井銀座商店街内の空き店舗である民間施設を借用することとしたい。なお、事業については縮小となるが、染井まちづくりセンターや近隣の区民ひろばと連携しながら実施していく。

(2) 主な意見と質疑

副区長：経費はどうなるのか。

説明者：賃料については施設管理部と調整しながら、今後貸主と交渉していく。

説明者：平成 27 年第 1 回区議会定例会に契約案件として提案する予定である。

説明者：区民ひろばに設置されている運営協議会の継続要望は強い。改修中であっても事務所機能は継続する必要がある。

副区長：やむを得ないのではないかと思う。

区 長：結構である。

(3) 結論

区民ひろば駒込の改修期間中の仮運営施設としては、染井銀座商店街内の空き店舗である民間施設を借り上げる。

案件 4：駒込七丁目児童遊園の拡張整備等について**(1) 案件の説明**

特定整備路線補助 81 号線の計画線にかかる駒込七丁目第 2 児童遊園は道路事業により面積が減少し、児童遊園としての機能が低下することとなる。この代替措置として、同地区にある駒込七丁目児童遊園の隣接地を取得し一体的に整備したい。その際、用地取得費や整備費について都の不燃化推進特定整備地区制度による補助を活用するため、整備プログラムの変更を行いたい。また、補助 26 号線及び補助 172 号線沿道地区についても同様の問題に対応するため、整備プログラムの変更を行いたい。

(2) 主な意見と質疑

区 長：七丁目第 2 児童遊園の面積は狭くなるが、代替措置により七丁目児童遊園の形は良くなる。

副区長：整備プログラムの変更を含め、この方向でよいか。

区 長：結構である。

(3) 結論

駒込七丁目児童遊園の拡張整備と不燃化推進特定整備事業に係る補助 81 号線の整備プログラムの変更を行うとともに、補助 26 号線及び補助 172 号線の整備プログラムを変更する。

会議の結果	<ol style="list-style-type: none">1. (非公開)2. 高齢者福祉施設への区単独補助について ⇒決定3. 区民ひろば駒込の大規模改修工事中の仮運営施設について ⇒決定4. 駒込七丁目児童遊園の拡張整備等について ⇒決定
-------	---

提出された資料等	<ol style="list-style-type: none">1. (非公開)2. 高齢者福祉施設への区単独補助3. 区民ひろば駒込の大規模改修工事中の仮運営施設について4. 駒込七丁目児童遊園の拡張整備等について
----------	---